

# 仕 様 書

## 1 件 名

処理場管理事務所加圧給水ポンプ更新業務

## 2 内 容

処理場管理事務所上水用加圧給水ポンプユニット（荏原製作所 40BDPMD52.2）のうち

1台が、経年劣化により故障し、修繕不能のため機器更新を行う。

また、交換後は正常動作を確認するため試運転を行う。

なお、更新する機器は荏原製作所 40BDPME52.2 もしくは同等品とする。

※同等品条件

- (1) 三相 200V50HZ 電源にて動作すること。
- (2) 並列交互運転方式であること。
- (3) フロースイッチによる定圧制御であること。
- (4) 水温 20℃にて、吸上げが吸込全揚程-6m 程度、吸込実揚程-4.5m 程度以内の条件で動作すること。
- (5) 流し込みが 0.98-0.55[Mpa]程度の条件で動作すること。
- (6) 既設の基礎（スペース、縦 85mm×横 120mm 程度）に収まる大きさであること。

## 3 作 業

- (1) 既設機器撤去および新設機器設置
- (2) 既設機器の電気配線撤去および新設機器の電気配線接続（再利用）
- (3) 新設機器設置後の試運転により正常動作を確認

## 4 作業場所

処理場管理事務所

札幌市東区東苗穂 2 条 2 丁目 2-1

## 5 作業時間

原則午前 9 時 ～ 午後 5 時とする。

## 6 期 限

令和 7 年 3 月 28 日（金）

## 7 提出書類

- (1) 業務完了届 1 部
- (2) 作業報告書 1 部  
必要に応じて写真も添付すること
- (3) その他必要に応じて委託者が指示する書類

## 8 補償・事故対応

- (1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害（完了後に発覚した本作業に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めると

ころにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本作業に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、関係法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 環境負荷の低減

(1) 履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。

(3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。

(4) 使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

11 その他

(1) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。

(2) 作業時には洗濯作業ができなくなることから、作業日程については委託者と十分に打ち合わせを行うこと。

(3) その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。

12 問合せ先

住 所 札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1

担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所

電 話 011-783-5314

F A X 011-783-5313